

暫定的な経费率適用に係る契約金額の変更に関する特約条項

甲及び乙は、当年度の標準個別経费率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）の規定により計算する加工费率、一般管理及び販売费率、利子率並びに利益率をいう。以下同じ。）が設定されるまでの間に適用する標準個別経费率を適用し予定価格を算定した契約の、契約金額の変更に関し、次の特約条項を定める。

（契約金額の変更における適用経费率）

第1条 当年度の標準個別経费率が設定されるまでの間に適用する標準個別経费率（以下、「暫定的な経费率」という。）を適用して本契約の予定価格を算定した場合、当年度の標準個別経费率が設定されたときには、これを適用して、契約金額を変更するものとする。

（契約金額の変更における計算方法）

第2条 本契約の予定価格の算定に適用した暫定的な経费率を、契約締結年度以内に、当年度の標準個別経费率に置き換え、必要な調整を加えて再計算し、甲乙協議して契約金額を変更するものとする。

2 前項において、事業基準や組織の変更等により、甲が当年度の標準個別経费率を算定できない場合は、契約締結年度以内に、甲が事業基準や組織の変更等を踏まえて設定した経费率をもって再計算し、甲乙協議して契約金額を変更するものとする。

（契約金額の変更）

第3条 前条において再計算された金額が、契約金額に達しない場合は、その差額相当分を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は、その差額相当分を契約金額から増額した金額をもって、変更後の契約金額とする。ただし、契約金額を増額する場合は、甲の予算措置が講じられる範囲内で行うものとする。

2 前項の規定による契約金額の変更は、当年度の標準個別経费率が設定された後、速やかに行うこととする。

（紛争の処理）

第4条 当年度の標準個別経费率が設定されてから相当期間経過したにもかかわらず、契約金額の変更に係る甲乙間の協議が整わない場合は、甲は、第2条で計算した再計算価格をもって変更後の契約金額とするものとする。

2 乙は、前項で変更した契約金額に不服がある場合は、他に付された契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。